

## 外部意見の反映

### 1 検討の前提

役員等への学外者の参画について、法律上の規定はない。

### 2 検討の視点

業務運営の効率化（特に経営面）や大学運営の活性化をさらに向上させるため、理事、「経営審議機関」及び「教育研究審議機関」等の構成員に学外者の参画を検討する。

項目	検討事項
学外者の参画範囲	理事、経営審議機関、教育研究審議機関、学長選考機関の構成員の一部への学外者参画の検討

### 3 先行事例

理事、経営審議機関・教育研究審議機関・学長選考機関の各構成員のうち学外者の人数

（参考1）のとおり

### 4 検討結果

項目	学外者の比率、人数等
学外者の比率等	理事 総数の1/2以上 (総数4人以内のうち2人)
	経営審議機関 総数の1/2以上 (総数10人以内のうち1/2以上)
	教育研究審議機関 総数の1/10以上 (総数20人以内のうち2人以上)
	学長選考機関 総数の1/2 (総数8人のうち4人*) *(経営審議機関3人、教育研究審議機関1人)
	人事委員会 1人以上 (経営審議機関の学外構成員から選出)